

## 答申行政第79号

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年7月29日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「道路工事を行うに当たって、岡山県としていかなる設計変更が再度の地元協議が必要と思っているのか、マニュアル、事例集等行政資料」の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「道路工事を行うに当たって、岡山県としていかなる設計変更が再度の地元協議が必要と思っているのか、マニュアル、事例集等行政資料」と特定した上で、当該文書を保有していないとして非開示とする本件処分を行い、令和元年8月7日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和元年11月1日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和元年12月17日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示決定を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

県道〇〇〇〇線に係る道路工事において、法面（斜面）の工法が、土から「蛇かご」に変更された。

この工法変更については、隣地所有者をはじめ、地元の者は発注者である〇〇県民局からの説明を受けていない。地元には、石積みについて心配する者もいる。

地元として受け入れられない設計変更はあり得る。また、その工事が完了した後にそのような設計変更に関して不満を持つ者は多いと思う。

公共工事であり、受忍すべきことがある点は理解する。当初の設計は土で施工する必要によりそのように設計したのだろう。しかし、それを変更する場合は、工事施工前に地元の説明が必要なのではないかと思っている。

地元説明が必要な場合についてのマニュアル、事例集等が一切ないとの県の説明には、よりよい行政を行おうという意思の欠如が感じられる。

当初計画を大きく変更する場合には、再度地元への説明を行う義務が県にはある。この再度の説明の対象となる工事を絞るためにはマニュアルが必要であり、誠実な行政を行うためには欠かせないものであり、存在するはずだ。

県は地元で耳障りのいい説明を行い、その後、地元の代表のみと協議し、思いどおりに変更する、このようなことは民主的な行政とは言えないのではないか。

また、県の独断で斜面の工法を変更して設置した「蛇かご」の撤去を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象となる公文書については、道路工事を行うに当たり地元説明を行った後、どういった内容の設計変更が生じた場合に再度地元協議が必要であるかを取りまとめ、岡山県として統一事項として共有している文書であると判断した。

岡山県土木部において、マニュアル等を所管している部署及び用地に関する指導を行っている部署に、対象文書の説明を行った上で該当文書の有無について照会したところ、いずれからも該当がない旨の回答を得たため、保有していないと判断した。

工事の設計変更は、設計図書と現場状況等に相違が生じた場合に、工事請負契約書や設計基準等に基づき行っているが、変更内容は現場状況等によりその背景や事情が様々であることから、経緯も踏まえ、必要に応じて地元代表者や関係する地権者等へ個別に説明を行うなどの対応をとっているため、マニュアルとしては取りまとめていない。

変更の直接の影響が地元にとり、当初説明の目的・内容の変更を伴う場合には、説明責任を果たす意味から説明を行う場合もあるが、説明の要否は、個別事案に応じて判断している。

法令による工事の地元協議や説明の義務付けの存在については、承知していない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「道路工事の設計変更のうち、再度の地元協議が必要となる場合を示す基準が記録された公文書」（以下「本件対象公文書」という。）である。

##### 2 本件対象公文書の存否について

審査請求人は、道路工事において当初計画を大きく変更する場合には、再度地元への説明を行う義務が県にはあるが、この説明の対象となる工事を絞るためにはマニユ

アルが必要であり、存在するはずであると主張している。

一方、実施機関は、岡山県土木部の関係部署に照会した結果いずれの部署も該当する公文書を保有していなかったこと、工事の設計変更の内容は現場状況等によりその背景や事情が様々であることからマニュアルとして一律に取りまとめていないこと及び説明の要否は個別事案に応じて判断していることの3点について説明している。

本件は、本件対象公文書の存否が論点であり、その点についての実施機関の説明が措信し得るものかどうかにつき、審議を行った。その結果、特定した公文書の探索経過、工事の設計変更に関する個別性を背景とした基準設定の困難性及び現状における地元説明の要否の判断の実態等についての実施機関の説明には、いずれに関しても不自然・不合理な点は、認められなかった。

審査請求人の、設計を変更した場合に地元説明を行うか否かの基準は必要不可欠である旨の主張は、本件対象公文書の存否に関する実施機関の上記説明を覆すものではない。

また、審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断に影響するものではない。

### 3 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について不存在を理由として非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元年 12月 17日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 1月 27日 (審査会 1回目)	事案の審議を行った。
令和2年 2月 27日 (審査会 2回目)	実施機関及び審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 3月 26日 (審査会 3回目)	事案の審議を行った。
令和2年 5月 29日 (審査会 4回目)	事案の審議を行った。
令和2年 6月 8日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。